

広島県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、広島市選挙管理委員会等から報告があつた。

平成三十一年二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
大下集会所	広島市安佐南区伴北六丁目 9935 番地 2	平成 31 年 2 月 13 日
福山市駅家コミュニティセンター	福山市駅家町大字近田 12 番地 1	平成 31 年 1 月 7 日
甲奴老人福祉センター	三次市甲奴町西野 593 番地	平成 31 年 1 月 8 日
高齢者等活動・生活支援促進機械施設「桑田の庄」	安芸高田市美土里町桑田 834 番地 2	平成 31 年 1 月 28 日